

令和 7 年度に予定される国民健康保険に関する主な制度改正

1 保険税課税限度額の引上げ

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を次のように改める。

区 分	引上げ後	現 行	増 減
基礎課税額	660,000 円	650,000 円	10,000 円
後期高齢者支援金等課税額	260,000 円	240,000 円	20,000 円

※ 介護納付金課税額（170,000 円）は据置き

※ 令和 7 年度以後の国民健康保険税について適用する。

2 保険税軽減にかかる所得判定所得の引上げ

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の 5 割軽減および 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、次のように引上げを行う。

※ 令和 7 年度以後の国民健康保険税について適用する。

引上げ後	現 行
ア 7 割軽減：世帯全体の所得が 43 万円＋〈(給与所得者等の数－ 1) × 10 万円〉以下（変更なし）	ア 7 割軽減：世帯全体の所得が 43 万円＋〈(給与所得者等の数－ 1) × 10 万円〉以下
イ 5 割軽減：世帯全体の所得が 43 万円＋〈(給与所得者等の数－ 1) × 10 万円〉＋〈(被保険者数 ＋特定同一世帯所属者数) × 305,000 円〉以下	イ 5 割軽減：世帯全体の所得が 43 万円＋〈(給与所得者等の数－ 1) × 10 万円〉＋〈(被保険者数 ＋特定同一世帯所属者数) × 295,000 円〉以下
ウ 2 割軽減：世帯全体の所得が 43 万円＋〈(給与所得者等の数－ 1) × 10 万円〉＋〈(被保険者数 ＋特定同一世帯所属者数) × <u>56</u> 万円〉以下	ウ 2 割軽減：世帯全体の所得が 43 万円＋〈(給与所得者等の数－ 1) × 10 万円〉＋〈(被保険者数 ＋特定同一世帯所属者数) × <u>545,000 円</u> 〉以下

3 高額療養費制度の見直し

高額療養費制度について、以下のとおり自己負担限度額の見直しを行う。(令和7年8月1日施行)

70歳未満	見直し後	現行
区分ア	290,400 + 1 % 〈多数回該当 : 161,100〉	252,600 + 1 % 〈多数回該当 : 140,100〉
区分イ	188,400 + 1 % 〈多数回該当 : 104,700〉	167,400 + 1 % 〈多数回該当 : 93,000〉
区分ウ	88,200 + 1 % 〈多数回該当 : 48,900〉	80,100 + 1 % 〈多数回該当 : 44,400〉
区分エ	60,600 〈多数回該当 : 46,500〉	57,600 〈多数回該当 : 44,400〉
区分オ	36,300 〈多数回該当 : 25,200〉	35,400 〈多数回該当 : 24,600〉

70歳以上	見直し後	現行
現役並み所得Ⅲ	290,400 + 1 % 〈多数回該当 : 161,100〉	252,600 + 1 % 〈多数回該当 : 140,100〉
現役並み所得Ⅱ	188,400 + 1 % 〈多数回該当 : 104,700〉	167,400 + 1 % 〈多数回該当 : 93,000〉
現役並み所得Ⅰ	88,200 + 1 % 〈多数回該当 : 48,900〉	80,100 + 1 % 〈多数回該当 : 44,400〉
一般	60,600 〈多数回該当 : 46,500〉 外来特例 : 18,000 外来年間上限 : 144,000	57,600 〈多数回該当 : 44,400〉 外来特例 : 18,000 外来年間上限 : 144,000
低所得Ⅱ	25,300 外来特例 : 8,000	24,600 外来特例 : 8,000
低所得Ⅰ	15,400 外来特例 : 8,000	15,000 外来特例 : 8,000